

第 24 号議案

神戸市旅館業法の施行等に関する条例の一部を改正する条例の件

神戸市旅館業法の施行等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 8 年 2 月 17 日 提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市旅館業法の施行等に関する条例の一部を改正する条例

神戸市旅館業法の施行等に関する条例（平成16年 3 月条例第66号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 2 号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 3 号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(旅館・ホテル営業の施設の構造設備の基準)</p> <p>第 2 条 旅館業法施行令（昭和32年政令第152号。以下「令」という。）第 1 条第 1 項第 8 号に規定する条例で定める構造設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1)、(2) [略]</p> <p>(3) 客室は、次の要件を満たすものであること。</p>	<p>(旅館・ホテル営業の施設の構造設備の基準)</p> <p>第 2 条 旅館業法施行令（昭和32年政令第152号。以下「令」という。）第 1 条第 1 項第 8 号に規定する条例で定める構造設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1)、(2) [略]</p> <p>(3) 客室は、次の要件を満たすものであること。</p>

ア～エ [略]

オ 客室には、直接外気に接する箇所に採光のための窓を設けること。

カ [略]

キ 寝室(浴室、便所その他これらに類する部分を除く。以下同じ。)の1人当たりの床面積は、3平方メートル以上であること。

(4) 玄関帳場は、次の要件を満たすものであること。

ア 宿泊者及び宿泊しようとする者(以下「宿泊者等」という。)の出入りを直接確認することができる場所に設けられていること。ただし、次号イの基準を満たす設備を有する場合は、この限りでない。

イ、ウ [略]

エ 玄関帳場の受付台は、事務を執るのに適した広さを有し、宿泊者等と従業者が直接面接することができる構造であること。

ア～エ [略]

オ 寝室(浴室、便所その他これらに類する部分を除く。以下同じ。)の有効幅員は、1.8メートル以上であること。

カ 寝室には、直接外気に接する箇所に採光窓を設けること。

キ [略]

ク 寝室の1人当たりの床面積は、3平方メートル以上であること。

(4) 玄関帳場は、次の要件を満たすものであること。

ア 宿泊者及び宿泊しようとする者(以下「宿泊者等」という。)の出入りを直接確認することができる場所に設けられていること。

イ、ウ [略]

エ 玄関帳場の受付台は、事務を執るのに適した広さを有し、当該受付台を挟んで宿泊者等と従業者が直接面接することができる

オ～ク [略]

ケ 玄関帳場に、宿泊しようとする者が宿泊者名簿に記載するための設備が設けられていること。

コ [略]

(5) 令第1条第1項第2号に規定する宿泊しようとする者の確認を適切に行うための設備として厚生労働省令で定める基準に適合するもの（以下「玄関帳場代替設備」という。）を有する施設にあつては、次の要件を満たすものであること。

ア 当該施設へおおむね10分以内で駆け付けることができる範囲内に、宿泊者等の確認を行うことができる事務所（以下「管理事務所」という。）を設けること。

イ 施設への出入りの状況の確認を鮮明な画像により行うことができるビデオカメラその他の撮影機器（以下「ビデオカメラ等」という。）及び宿泊しようとする者の本人確認を鮮明な画像により行うことができるビデオカメラ等を設置すること。ただし、対面でのみ面接を行う施設につい

る構造であること。

オ～ク [略]

ケ 玄関帳場に、宿泊者等が宿泊者名簿に記載するための設備が設けられていること。

コ [略]

(5) 玄関帳場を有しない施設にあつては、次の要件を満たすものであること。

ア 当該施設へおおむね10分以内で駆け付けることができる範囲内に、宿泊者等との面接を行うことができる事務所（以下「管理事務所」という。）を設けること。

イ 宿泊者等の出入りの状況を鮮明な画像により確認することができるビデオカメラその他の撮影機器を設置し、及び当該機器を利用して宿泊者等の本人確認を行うこと。

ては、本人確認用のビデオカメラ等の設置を要しない。

ウ～オ [略]

(6) [略]

(7) 入浴設備は、次の要件を満たすものであること。

ア 客室に入浴設備を設ける場合は、当該入浴設備の内部を当該客室の外部から見通すことができない構造であること又は遮ることができる設備（入浴設備側

ウ～オ [略]

(6) [略]

(7) 客室を5室以上設ける施設のうち、幅員1.4メートル以上の寝台を有し、かつ宿泊者等が靴その他の履物を玄関で脱がないで客室まで行くことができる構造の施設にあっては、ロビーを有すること。この場合において、次の表の左欄に掲げる宿泊者の定員の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める面積以上の床面積を有するロビー（玄関帳場に接続して設けられているものに限る。）を有すること。

宿泊者の定員	面積
30人以下	30平方メートル
31人から50人まで	40平方メートル
51人以上	50平方メートル

(8) 入浴設備は、次の要件を満たすものであること。

ア 壁その他の区画により、外部から見通すことができない構造であること。

からのみ操作可能な設備に限る。)が設けられていること。ただし、水着その他これに類するもの(以下「水着等」という。)の着用を義務付けている区域については、この限りでない。

イ 共同用の入浴設備を有する場合には、次の要件を満たすものであること。

(ア) 入浴設備は、壁その他の区画により外部から見通すことができないようにすること。
ただし、水着等の着用を義務付けている区域については、この限りでない。

(イ)、(ウ) [略]

(エ) 脱衣室(通常1人で利用する入浴設備内に設置されたものを除く。)には、洗面設備が1個以上設けられていること。

(8) [略]

(9) ロビー又は食堂を設ける場合にあっては、必要に応じて、当該利用

イ 共同用の浴室を有する場合には、次の要件を満たすものであること。

(ア)、(イ) [略]

(ウ) 脱衣室には、洗面設備が1個以上設けられていること。
この場合において、当該洗面設備に供給する水は、原則として上水道の水を使用することとし、井戸水その他の上水道以外の水を使用するときは、消毒し、飲用に適する旨の確認を受けておくこと。

(9) [略]

(10) ロビー及び食堂の利用者の用に供するための共同用の便所が、

者の用に供するための共同用の便
所が、適当な場所に設けられてい
ること。

(10) [略]

(11)～(14) [略]

(簡易宿所営業の施設の構造設備の
基準)

第3条 令第1条第2項第7号に規定
する条例で定める構造設備の基準
は、次のとおりとする。

(1) 前条第1号、第3号(カ及びキ
を除く。)、第6号から第8号まで
及び第10号から第14号までの規定
の要件を満たすものであること。

(2) 前条第4号の基準を満たす玄関
帳場又は同条第5号の基準を満た
す玄関帳場代替設備を有するこ
と。

適当な場所に設けられているこ
と。

(11) [略]

(12) 宿泊者等に食事を提供する施
設にあつては、適当な規模の調理
室を有すること。

(13)～(16) [略]

(簡易宿所営業の施設の構造設備の
基準)

第3条 令第1条第2項第7号に規定
する条例で定める構造設備の基準
は、次のとおりとする。

(1) 第2条第1号、第3号(キ及び
クを除く。)、第6号、第8号、第
9号及び第11号から第16号までの
規定の要件を満たすものであるこ
と。

(2) 宿泊者等との面接に適する玄関
帳場(第2条第4号アからコまで
に掲げる基準を満たすものに限
る。)を有すること。ただし、事故
が発生したときその他の緊急時に
おける迅速な対応を可能とする設
備並びに宿泊者の名簿の正確な記
載、宿泊者等との間の客室の鍵の
適切な受渡し及び宿泊者等以外の
出入りの状況の確認を可能とする

設備を有するものとして、次の要件を満たすものである場合は、この限りではない。

ア 当該施設へおおむね10分以内で駆け付けることができる範囲内に、管理事務所が設けられていること。

イ 宿泊者等の出入りの状況を鮮明な画像により確認することができるビデオカメラその他の撮影機器を設置し、及び当該機器を利用して宿泊者等の本人確認を行うこと。

ウ 当該施設及び管理事務所に双方の間で連絡を取ることができる通話機器を設置すること。

エ 当該施設の出入口に、当該施設の名称及び営業者名、管理事務所の所在地並びに事故が発生したときその他の緊急を要する事態が発生した場合に対応する者の連絡先が表示されていること。

オ 管理事務所の出入口に、当該管理事務所が当該施設の一部である旨、当該施設の名称及び所在地並びに事故が発生したときその他の緊急を要する事態が発

(3)～(5) [略]

(下宿営業の施設の構造設備の基準)

第4条 令第1条第3項第5号に規定する条例で定める構造設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 第2条第1号、第3号(カ及びキを除く。)、第7号、第8号及び第10号から第14号までの規定の要件を満たすものであること。

(2) [略]

(構造設備の基準の特例)

第5条 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例(昭和39年兵庫県条例第55号)第2条第3号に規定する第3種地域(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第28条第1項の規定により店舗型性風俗特殊営業を営むことを禁止されている区域(以下「店舗型性風俗特殊営業の禁止区域」という。))を除く。)及び同条例第2条第4号に規定する第4種地域(店舗型性風俗特殊営業の禁止区域を除く。)(以下これらを「第3種地域等」という。)内におけ

生した場合に対応する者の連絡先が表示されていること。

(3)～(5) [略]

(下宿営業の施設の構造設備の基準)

第4条 令第1条第3項第5号に規定する条例で定める構造設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 第2条第1号、第3号(キを除く。)、第8号、第9号及び第11号から第16号までの規定の要件を満たすものであること。

(2) [略]

(構造設備の基準の特例)

第5条 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例(昭和39年兵庫県条例第55号)第2条第3号に規定する第3種地域(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第28条第1項の規定により店舗型性風俗特殊営業を営むことを禁止されている区域(以下「店舗型性風俗特殊営業の禁止区域」という。))を除く。)及び同条例第2条第4号に規定する第4種地域(店舗型性風俗特殊営業の禁止区域を除く。)(以下これらを「第3種地域等」という。)内におけ

る次の各号に掲げる構造設備の基準は、第2条から前条までの規定にかかわらず、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 令第1条第1項第8号に規定する条例で定める構造設備の基準
第2条各号(第1号、第3号ア及びエ、第6号並びに第13号を除く。)

(2) 令第1条第2項第7号に規定する条例で定める構造設備の基準
第2条第3号イ、ウ及びオ、第7号、第8号、第10号から第12号まで並びに第14号並びに第3条各号(第1号を除く。)

(3) 令第1条第3項第5号に規定する条例で定める構造設備の基準
第2条第3号イ、ウ及びオ、第7号、第8号、第10号から第12号まで並びに第14号並びに前条各号(第1号を除く。)

(旅館業の施設について講ずべき措置の基準)

第8条 法第4条第2項に規定する条例で定める措置の基準は、次のとおりとする。

(1)～(8) [略]

(9) 水は、原則として上水道を使用

る次の各号に掲げる構造設備の基準は、第2条から前条までの規定にかかわらず、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 令第1条第1項第8号に規定する条例で定める構造設備の基準
第2条各号(第1号、第3号ア及びエ、第6号、第7号、第8号ア並びに第15号を除く。)

(2) 令第1条第2項第7号に規定する条例で定める構造設備の基準
第2条第3号イ、ウ、オ及びカ、第4号、第8号イ、第9号、第11号から第14号まで並びに第16号並びに第3条各号(第1号を除く。)

(3) 令第1条第3項第5号に規定する条例で定める構造設備の基準
第2条第3号イ、ウ、オ及びカ、第8号、第9号、第11号から第14号まで並びに第16号並びに第4条各号(第1号を除く。)

(旅館業の施設について講ずべき措置の基準)

第8条 法第4条第2項に規定する条例で定める措置の基準は、次のとおりとする。

(1)～(8) [略]

(9) 水は、原則として上水道を使用

し、井戸水等を使用するときは、消毒し、毎年2回以上水質検査を受け、飲用に適する旨の確認を受けておくこと。

(10)、(11) [略]

(12) 宿泊しようとする者と必ず面接すること。ただし、第2条第5号イに規定する本人確認用のビデオカメラ等を利用して宿泊しようとする者の本人確認を実施する場合は、この限りでない。

2 前項に定めるもののほか、旅館業の施設について講ずべき措置の基準は次のとおりとする。

(1) 前項第12号ただし書の規定の適用を受ける施設にあつては、旅館業法施行規則（昭和23年厚生省令第28号）第4条の3第1項第2号に規定する宿泊者名簿の正確な記載を可能とするための措置として、次のいずれかの措置が講じられていること。

ア チェックイン時に、宿泊しよ

し、井戸水等を使用するときは、毎年2回以上水質検査を受け、飲用に適する旨の確認を受けておくこと。

(10)、(11) [略]

(12) 宿泊しようとする者と必ず面接すること。ただし、令第1条第1項第2号に規定する厚生労働省令で定める基準に適合する設備を有した施設又は第3条第2号アからオまでに掲げる基準のいずれにも適合する施設において、面接と同等の効果を有すると認められる措置を講じている場合はこの限りではない。

2 前項に定めるもののほか、旅館業の施設について講ずべき措置の基準は次のとおりとする。

(1) 前項第12号ただし書の規定の適用を受ける施設にあつては、旅館業法施行規則（昭和23年厚生省令第28号）第4条の3第1項第2号に規定する宿泊者名簿の正確な記載を可能とするための措置として、宿泊者の顔及び旅券を鮮明な画像により確認し、その画像の保存を行うこと。

うとする者の顔及び旅券（宿泊しようとする者が日本国内に住所を有しない外国人である場合に限る。以下同じ。）を鮮明な画像により確認し、旅券の画像にあっては3年間保存すること。

イ 氏名、住所、連絡先及び年齢又は生年月日その他宿泊しようとする者の本人確認に必要な情報（以下「本人確認情報」という。）並びに営業者の発行する二次元コード、暗証番号その他認証が可能な情報（以下「事前共有情報」という。）を営業者と宿泊しようとする者が事前に共有した上で、宿泊しようとする者本人が施設の出入口に設置された自動チェックイン機器その他これに類するものに示した本人確認情報及び事前共有情報と、営業者の保有する本人確認情報及び事前共有情報を照合することができること。その際、本人確認の状況及び旅券について、宿泊しようとする者の顔及び旅券の記載内容を判別できる角度で、ビデオカメラ等により鮮明な画像で録画し、録画した画像は、本人

確認の状況については1箇月以上、旅券については3年間保存し、必要時に確認すること。

(2) 事故が発生したとき、宿泊者専用区域に無断侵入する者がいるときその他の緊急時における迅速な対応のための体制が整備されていること。

(3) 宿泊者の緊急を要する状況に対し、その求めに応じて、おおむね10分以内で従業者その他の対応可能な者が駆けつけることができること。

(4) [略]

(5) 次のいずれかの方法により、施設への出入確認を行うこと。

ア 玄関帳場において出入りの都度目視にて実施する。

イ ビデオカメラ等を用いて、施設内又は管理事務所に常駐する従事者が出入りの都度鮮明な画像により実施する。

ウ チェックイン時に本人確認を受けた者でなければ宿泊者専用区域に出入りできない構造である場合において、宿泊者専用区域への出入りの状況について、

(2) 宿泊者等に緊急を要する事態が発生した場合において、その求めに応じておおむね10分以内で従業者その他の対応可能な者が駆けつけることができる体制を整備すること。

(3) [略]

当該者の顔を判別できる角度で、ビデオカメラ等により鮮明な画像で録画するとともに、録画した画像を1箇月以上保存し、無断侵入する者がいるときその他必要の都度録画した画像により実施する。

(6) 前各号の基準による措置を適正に行うため、旅館業の施設ごとに当該施設を管理する者を置かなければならない。ただし、営業者自らが管理を行う旅館業の施設についてはこの限りでない。

3 [略]

(4) 前3号の基準による措置を適正に行うため、旅館業の施設ごとに当該施設を管理する者を置かなければならない。ただし、営業者自らが管理を行う旅館業の施設についてはこの限りではない。

3 [略]

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

理 由

昨今の旅館業の営業形態が多様化してきたことを踏まえ、施設の構造設備の基準等を見直すに当たり、条例を改正する必要があるため。